

徳島県告示第五百六十六号

徳島県後期高齢者医療広域連合から申請のあった徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日許可した。

令和六年十一月二十九日

徳島県知事

後藤田

正

純